

# 災害対策基本法改正

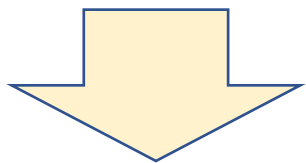
改正災害対策基本法が5月10日に公布された。  
自治体が災害時に出す避難情報が5月20日より  
変更される。

茨城県防災士会 企画・研修部

出典：NHKおうちで学ぼう！for School 4月28日

# 大雨警戒レベルの改訂

- 5月10日  
改正災害対策基本法公布



新たな大雨警戒レベルは、  
レベル3が「高齢者等避難」  
レベル4が「避難指示」  
レベル5が「緊急安全確保」

大雨に備えて

「避難勧告」を廃止  
「避難指示」に一本化

これまで		改正法	
警戒レベル	避難の情報	警戒レベル	避難の情報
5	災害発生	5	緊急安全確保
4	避難指示(緊急)・避難勧告	4	避難指示
3	避難準備	3	高齢者等避難
2	-	2	-
1	-	1	-

7 NEWS

大雨に備えて避難

出典：NHKおうちで学ぼう！for School 4月28日

- **レベル3の「高齢者等避難」**はこれまでは「避難準備の情報」でしたが、対象をより明確にし、いち早い避難につなげるため名称変更。

高齢者や体の不自由な人など移動に時間が掛る人は避難を始める段階。この他の人も避難場所の確認などを進め、危険を感じたら自主的な避難を始める。

- **レベル4**は、これまで「避難勧告」と「避難指示」がありましたが、違いが分かりにくいとして「避難指示」に一本化。

危険な場所にいる人は全員、避難が必要。

- **レベル5**は従来の「災害発生情報」では取るべき行動が解り難いなどとして、「緊急安全確保」に変更。

災害が発生、もしくは切迫している状況に発表。

建物の2階以上や、崖の反対側など、少しでも安全な場所で命が助かるような行動を取ること。

- しかし「緊急安全確保」は必ず発表されるわけではなく、レベル4の「避難指示」までに避難を終えるよう求めている。
- このほか、1人暮らしの高齢者や体の不自由な人など、支援が必要な人の避難方法を具体的に決める「個別避難計画」の策定を、すべての市区町村の努力義務とする内容も盛り込まれている。
- 改正災害対策基本法は、ことしの梅雨からは、自治体が新しい情報に基づいて呼びかけることになる。

## 専門家「早めの備えに活用してほしい」

- 今回の避難情報の変更について、国の検討会のメンバーも務めた**静岡大学の牛山素行教授**は、情報を変更しただけではその効果は発揮されないとして「**自宅や仕事先も含めて身の回りのどこでどのような災害が起こりうるか、ハザードマップなどで理解しておくことがすべてのスタートラインで、私たち一人一人が理解し、行動を起こして初めて役に立つ**」と指摘しました。
- そのうえで避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたことについては「いきなり『避難指示』が出て混乱する住民がいるかもしれないが、自治体は市民全員などではなく、**災害の危険性がある地域に絞って発表すること**が必要だ。また、住民の側もレベル3の『高齢者等避難』は高齢者のためだけの情報ではなく、一般の人の行動を見直す情報でもあるので、早めの備えに活用してほしい」と話しています。